

わかりやすい公正証書遺言

争族を防ぐための公正証書遺言のお話



講師:黒田信夫
(行政書士あおぞら法務事務所)

公正証書ってなんですか？

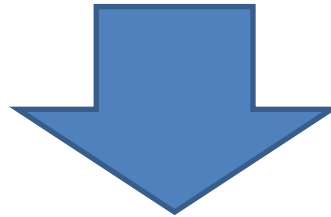
公証権限のある公務員（公証人）が作成する証書のことをいいます。

公証とは、私人の法律生活に関係することがらを公の機関によって証明する国家の作用のことをいいます。

公証人が作成した公正証書は「公文書」扱いとなるため、とても高い「信用力」があるとされています。

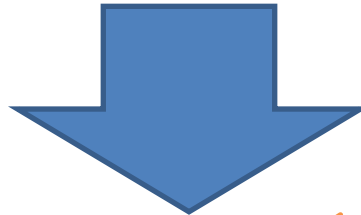


公証人



公証権限をもって作成

文書



「公文書」扱い

信用力

公正証書遺言って何でしょうか？





公正証書遺言とは、遺言の内容を公証人が作成する公正証書に記載する方式で作成される遺言のことです。

簡単にいうと、公正証書の形で作成する遺言書と言って良いと思います。

自分で書く遺言（自筆証書遺言）と比べて公正証書遺言にはどのようなメリットがありますか？



①自分で書かなくて良い！

②変造・紛失のおそれがない！

(公証役場の実務では、遺言者が120歳になるまで、公正証書遺言の原本を預かることになっています)



③公文書であるために非常に信用力が高い。

→遺族の方や遺言執行者の方々が相続手続きを行う場合にスムーズに手続きが進みます。



④無効になるおそれが少なく
もっとも安全な方式の遺言です。



→公証人とは元裁判官であったり、元検察官であった人になる
場合がほとんどです。

よほどのことがない限り公正証
書遺言が無効になることはありません。

公正証書遺言にはデメリットはないのでしょうか？



残念ながらデメリットもあります。



①公証人に費用を払わなければいけません。

②作成の起案を法律家に依頼した場合、法律家への報酬も支払わないといけません。

③公正証書を作成するには証人2人の立会が必要です(証人の費用が必要な場合もあります)。



④犯罪に利用されることもあります。

(最近話題の事件)

高齢者になってから知り合った女性と結婚。

女性のために「財産をすべて相続させる」という遺言を書いたところ…

青酸カリにて毒殺されてしまった…



確かに、デメリットもありますが・・・

それでも公正証書遺言の作成をおススメします！





犯罪に使われる場合があったとしても、その犯罪は公正証書遺言の「利点」を利用したものです。公正証書遺言の「利点」を「まっとうなこと」に使うのならば、今の法制度上は公正証書ほど優れたものではありません。

講師が法律事務所に勤務していた時代に見てきた事例

①自筆証書遺言を残して死亡した方の遺言書検認の申立てをしようとしたところ…

相続人を確定する必要が生じ、多くの戸籍を集めるのに3カ月以上かかってしまった→それだけ相続手続きが遅れます。

②自筆証書遺言を発見したが、内容が不明確であった。結局、相続人全員で遺産分割協議を行うことになった。

③自筆証書遺言を発見し、検認をすませ銀行に持っていったところ「自筆証書遺言があまりにも古いので、怖い。申し訳ないけれども、やはり、相続人全員の署名と印鑑証明書を集めてきてほしい」といわれた。

④自筆証書遺言を発見したが、遺言の内容に反発した相続人が「遺言無効の確認訴訟」を提起した。最終的に、解決するまでに10年以上の年月がかかってしまった。
→その間に、相続人の一人が死亡し、そこに相続が更に発生し、新たに相続人が増えが、最終解決まで更に5年の年月がかかりました。

こういった事例は「公正証書遺言」があれば防げたものばかりです。

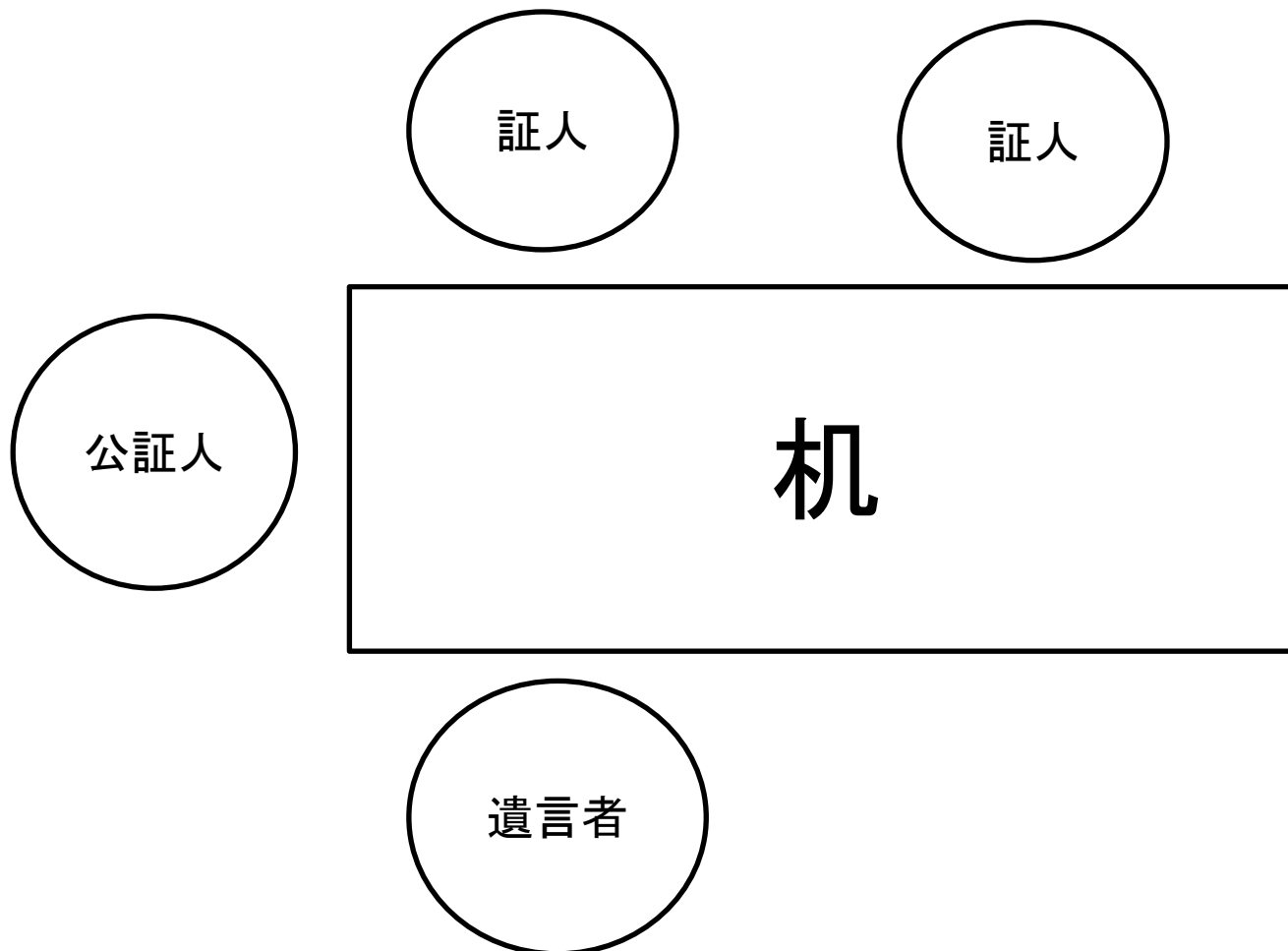
ちなみに、京都の人気かばん店「一澤帆布」では相続によるお家騒動がありました。これは遺言が「自筆証書遺言」であったために起きた事件です。

池井戸潤 著 『かばん屋の相続』（文春文庫）を参照。

公正証書の作成手順

- ①必要書類を収集する(戸籍・印鑑証明書・住民票等)。
- ②文案を作成する。
- ③公証人と打合せをする。
- ④公証人から文案・費用が提示される(別紙資料を参照)。
- ⑤内容が良ければ、公証役場へ行き、公正証書を作成する。

公証役場で公正証書遺言を作成するときのイメージ



公証役場での作成手順

- ①公証人が遺言者に、氏名・生年月日・住所・職業を質問する。
- ②公証人が証人2名に、氏名・生年月日・住所・職業を質問する。
- ③公証人が遺言者に、遺言の内容を質問する。
- ④公証人が遺言者と証人に、用意した遺言書を配布して読んで聞かせる。
- ⑤遺言者と証人が、公正証書遺言の内容が正確なことを承認した後、公正証書遺言に各自署名をして印を押す。
- ⑥公証人が署名・印を押す(あらかじめ、押している場合が多いです)。
- ⑦公証役場から遺言者に「正本」と「副本」が交付される(原本は役場で保管)
- ⑧公証役場に手数料を「現金」で支払う。

公正証書遺言作成にはいろいろな手続が必要だとお分かりになられたと思います。

我々、行政書士は公正証書遺言を作成したい皆様のために

- ①遺言書の原案作成
- ②遺言書の内容の法的チェック
- ③必要書類の収集
- ④公証人との打ち合わせ

など「面倒な作業」を皆様に変わって行います。

報酬は内容によって、異なりますが、大体、7万円～20万円の間
が相場です。

費用はかかってしまいますが、安全な遺言書を作成するために、
ぜひ我々行政書士に公正証書遺言作成をご依頼いただければ幸
いです。



ご清聴ありがとうございました！



行政書士あおぞら法務事務所
行政書士 黒田 信夫

〒662-0918
西宮市六湛寺町12番10号
サングリーン本社ビル303号

☎ 0798-39-8385